

会計年度任用職員制度について

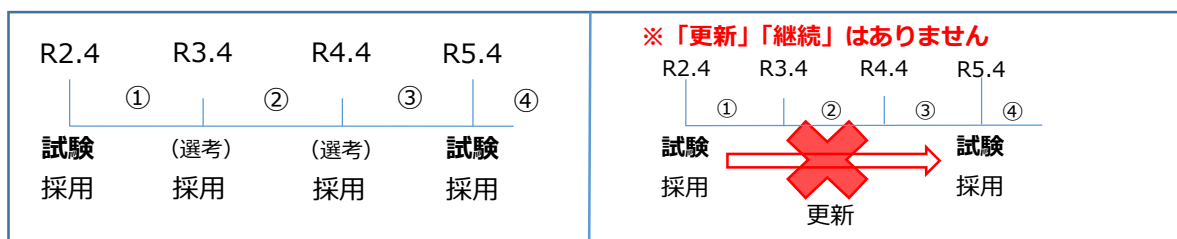
1 会計年度任用職員制度とは

★地方公務員法が改正され、令和2年4月1日から全国の市町村で新たに始まる職員の任用方法です。旭川市でも「臨時・嘱託職員」としての任用から「会計年度任用職員」としての任用に移行します。

2 任用期間は最大1年間です

★任用期間は「会計年度内（4月1日から3月31日まで）」です。

ただし「更新」や「継続」ではありませんが、同じ仕事に翌年から再度任用となることは可能です。（2回目、3回目の時は、良好な勤務であれば試験によらず内部選考により採用を決定します。）



3 勤務経験に応じた基本給の加算があります

★勤務経験に応じて次回任用時に基本給が高くなる制度があります。（最大5年間分の経験を加算。）

※ただし、令和5年度までは特例措置により、このとおりとはならない職種があります。

（現在の非常勤嘱託職員が従事している職種や、一部の臨時的任用の職種）

4 期末手当が支給されます（令和5年度まで段階的引上措置あり）

★一定の条件を満たした場合、6月、12月に期末手当が支給されます。

※ただし、令和2年度から令和5年度までの間は特例措置により支給割合が段階的引上となります。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間支給月数	0.325	1.0	1.5	2.0	2.6

5 期末手当以外に支給される手当

- ★通勤手当 … バス等の場合（運賃相当額）、車等の場合（距離に応じ規定額）
- ★時間外（休日）勤務手当 … 勤務時間を超える勤務があった場合に支給
- ★特殊勤務手当 … 困難や危険を伴う業務（限定あり）に従事した場合に支給